

徳島県「観光周遊ルート旅行商品造成支援事業」委託業務仕様書（案）

1. コンセプト

徳島県内の地域連携DMO（※1）が造成した観光コンテンツ、旅行商品等（以下、「コンテンツ」という。）を活用し、東部～西部圏域ルート及び東部～南部圏域ルート（以下、「観光周遊ルート」という。）の旅行商品造成を促し、販売に繋げること。

このことにより、徳島県内で旅行者の周遊性・滞在性を高め、地域への経済効果をもたらし、持続可能な観光地づくりを推進する。

※1 徳島県内の地域連携DMO

（一社）イーストとくしま観光推進機構

東部圏域：徳島市、鳴門市、小松島市、吉野川市、阿波市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町

（一社）四国の右下観光局

南部圏域：阿南市、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町

（一社）そのの郷

西部圏域：三好市、美馬市、つるぎ町、東みよし町

2. 業務名称

徳島県「観光周遊ルート旅行商品造成支援事業」

3. 契約期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

4. 委託業務の内容

徳島県内の2つの観光周遊ルートの旅行商品造成に向け、次の事業を実施する。

なお、次に記載のない事項及び詳細については、徳島県と調整の上、決定すること。

（1）コンテンツの選定と旅行商品案の作成

地域連携DMOが希望する各観光圏域内のコンテンツを選定し、各圏域をまたぐ旅行商品案を作成すること。

なお、コンテンツの選定にあたっては、地域連携DMOへのヒアリング及び現地調査を行うこと。また、旅行商品の概要は次のとおりとする。

- ・ 想定催行人数 2名～5名程度
- ・ 旅程 2泊3日（各圏域で1泊）
- ・ テーマ 徳島ならではの「食」と「体験」
- ・ その他 付加価値の高い観光コンテンツ等を選定すること。

（2）旅行商品化に向けたファムの実施

（1）で作成した旅行商品案の評価や改善案を検討するとともに、コンテンツの発信

をするため、観光地域づくりに資する有識者やアドバイザー、ライター、旅行会社企画担当者等を対象としたファムツアーを実施すること。

(3) 旅行商品化に向けた営業資料の作成

(2) のファム参加者から聴取した意見等を反映した旅行商品案について、徳島県が今後の商談会や営業活動において使用できるプレゼンテーション資料を作成すること。

(4) 事業実施成果報告

(1) ～ (3) の業務内容をとりまとめた報告書として提出すること。

5. 留意事項

(1) 本業務の達成のために必要な一切の経費は受託者の負担とする。

(2) 本業務に実施にあたっては、県と連絡調整を充分に行い、円滑に業務を実施すること。

(3) 業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに県に報告し、その指示を受けること。

(4) 業務実施過程で発生した障害や事故については、大小に関わらず県に報告し、指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。